

新規事業

カスタマーハラスメント対策に向けた経営支援事業を実施

～ 被害防止のために事業主が取り組む体制整備を支援します ～

近年、商品やサービスを提供する企業に対して顧客等が著しい迷惑行為を行う、いわゆるカスタマーハラスメントが社会問題となっています。必要な措置が取られなければ、被害に遭った従業員はもとより、企業の事業活動にも重大な影響を及ぼします。

東京都と中小企業振興公社は、中小企業者が行うカスタマーハラスメント対策に係る体制整備等を支援することで、その被害の防止に努め、事業活動の安定化を図ります。

カスタマーハラスメント対策に向けた経営相談・専門家派遣

カスタマーハラスメント対策を検討する中小企業に対し、その実行に向けた経営相談に応じるとともに、希望する中小企業に対しては各種専門家を派遣します。

① 特別相談窓口（令和5年4月3日(月)開設）

特別相談窓口を設置し、カスタマーハラスメント対策を実行するにあたっての様々な分野の相談に、ワンストップで対応します。

カスタマーハラスメント対策実行のための特別相談窓口 電話03-3251-7881

東京都中小企業振興公社総合支援課（平日9時00分～17時00分）

② 専門家派遣（令和5年4月3日(月)より受付開始）

上記相談窓口にて経営相談を実施した上で、専門家の派遣が必要と認められる中小企業に対して、中小企業診断士等の各種専門家を派遣し、対策の実行を支援します。（1社あたり4回まで 無料）

※ ご希望に応じてオンラインでの対応も可能

● 申請受付：令和5年4月3日(月)から令和6年1月31日(水)まで

※ 派遣期間は令和6年2月29日(木)まで

講習会の開催

カスタマーハラスメント対策に関する講習会を開催し、とるべき対策などについての知識・情報等を提供します。

※ 開催日時等が決定しましたら、公社HPに詳細を掲載

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shitauke/customerharassment/index.html>

問い合わせ先

（事業全般に関すること）

産業労働局商工部経営支援課

電話 03-5320-4783

（相談・専門家派遣・講習会に関すること）

（公財）東京都中小企業振興公社総合支援課

電話 03-3251-7881

